

合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定実施要領

宮城県木材協同組合

令和7年4月1日

第1 目的

本実施要領は、宮城県木材協同組合（以下「県木協」という。）が制定した「合法性・持続可能性の証明」で規定する「事業者認定実施要領」（以下「実施要領」という。）の内容を定めるものである。

第2 認定対象

- 1 林野庁が平成18年2月15日に公表した「木材・木材製品の合法性・持続可能性の証明のためのガイドライン」（以下「合法性ガイドライン」という。）に示された森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う方法により証明を行おうとする事業者は、本実施要領に基づく認定を受けなければならない。
- 2 本実施要領に基づく認定は、県木協の組合員を対象とするものである。
- 3 事業者が複数の工場、倉庫、土場等の事業所を保有している場合、木材の生産、流通を行う事業所についてそれぞれ認定を受けなければならない。

ただし、事業者が複数の事業所を保有しており、同一の代表者、分別管理者が複数事業所の管理を行っている場合、事業者は1つ認定取得すれば良い。その場合、認定申請書にはそれぞれの事業所の名称、所在地、事業所の敷地、建物及び施設（工場、土場、倉庫など）の配置及び木材の分別管理状況の図を添付し認定を受けなければならない。

第3 認定申請

- 1 本実施要領に基づく認定を受けようとする事業者は、「合法木材供給事業者認定申請書」（様式1-1～様式1-4）を県木協に提出しなければならない。
- 2 認定有効期間後も継続して認定を受けようとする事業者は、有効期限の一月前までに、「合法木材供給事業者認定申請書（更新）」（様式2-1～様式2-4）を県木協に提出しなければならない。
- 3 本認定に係る経費は次の通りとする。
 - ① 認定手数料 10,000円（税別）
 - ② 認定更新手数料 10,000円（税別）
- 4 前項に規定する経費は県木協の請求に基づき納付するものとする。

第4 審査

- 1 県木協は、認定申請、認定更新申請があったときは、第2の認定対象、及び第6の認定要件が合法性ガイドラインに適合するかどうかを審査する。
- 2 県木協は、前項の審査に当たっては、理事長が指名する審査員で構成される審査委員会を設け、審査委員会が認定の可否を決定するものとする。また、必要がある場合は現地審査を実施する。

第5 認定

県木協は、審査委員会の審査の結果、申請事業者を認定する場合、「合法木材供給事業者認定書」を交付するとともに認定事業者として登録し、その名称、代表者名、住所、認定番号、認定日、認定有効期間を県木協のホームページ等に公表する。

- 2 県木協は、前項の認定をしない場合は、その旨を申請者に通知する。
- 3 認定の有効期間は、新規認定の場合、認定日の2年後の年度末までとする。認定更新の場合は更新認定の日から3年間とする。

第6 認定要件

事業者が認定を受けるためには、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

(分別管理)

- 1 合法性ガイドラインに基づき証明する木材・木材製品（以下「合法木材」という。）とそれ以外の木材・木材製品（以下「その他の木材」という。）と分別して保管することが可能な場所を有していること。
- 2 入出荷、加工、保管の各段階において合法木材と混在しないよう分別管理の方法が定められていること。

(帳票管理)

- 3 合法木材入出荷、在庫に関する情報が管理簿等により把握できること。
- 4 関係書類（証明書を含む）を5年間保存すること。

(責任者の選任)

- 5 本取組の責任者が1名以上選任されていること。

(事業者研修会)

- 6 認定更新の場合、認定期間内に1回以上受講すること。

(実績報告)

- 7 認定更新の場合、合法木材取扱い実績報告(本実施要領第8の1)を行っていること。

第7 証明事項の記載

- 1 認定事業者は、合法木材の出荷に当たって、納品書等に認定番号及び合法木材であることを記載し、出荷先へ引き渡すものとする。
- 2 別に証明書を作成する場合は、「木材・木材製品の合法性・持続可能性証明書」（様式3）とする。
- 3 納品書にゴム印を押して証明する場合は、「納品書にゴム印を押して証明する場合のひな型」（様式4）とする。

第8 実績報告

- 1 合法木材供給認定事業者は、「合法性・持続可能性の証明された木材・木材製品の取扱い実績報告」（様式5）により、前年度分の実績を毎年6月末日までに県木協へ報告する。
- 2 県木協は、認定事業者からの報告を取りまとめ、その概要を公表する。

第9 立ち入り調査

県木協は、必要に応じて認定事業者による合法木材の取扱いが適正であるか否かを調査するものとし、認定事業者は、県木協から調査を行う旨通知を受けた場合は必要な情報を提供するなど調査に協力しなければならない。

第10 認定内容の変更

認定事業者は、認定書の記載内容に変更が生じた場合は、すみやかに「合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定変更届」（様式6）を提出しなければならない。県木協は届出内容を確認の上、登録の変更、認定書の再交付等を行うものとする。ただし、事業所所在地など認定要件に係る重要な内容の変更にあつては、第3に定める手続きにより改めて認定を受けなければならない。

第 11 認定事業者の取り消し

- 1 県木協は、認定事業者が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができるものとする。また、悪質と考えられる場合は、事業者名等を県木協のホームページ等に公表するものとする。
 - ① 証明書の記載事項に虚偽があったとき。
 - ② 認定事業者から認定の取消申請があったとき。（様式 7）
 - ③ 認定事業者が認定事業者の要件（本規定第 2、第 6）に適合しなくなったとき。
 - ④ 有効期限の 1 か月前までに「合法木材供給事業者認定申請書（更新）」の提出が無かったとき。
 - ⑤ 第 3-3、3-4 認定手数料の支払いが無い場合。
- 2 県木協は、認定を取り消したときは、「認定事業者の認定取消通知書」を当該認定事業者に送付するものとする。

附則

- 1 この実施要領は、平成 18 年 7 月 3 日から施行する。
- 2 この実施要領は、平成 24 年 12 月 13 日から施行する。
- 3 この実施要領は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。
- 4 この実施要領は、令和 3 年 6 月 23 日から施行する。
- 5 この実施要領は、令和 4 年 7 月 12 日から施行する。
- 6 この実施要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 7 この実施要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 8 この実施要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。